

令和8年5月22日公告

豊崎東小学校便所改修衛生設備工事

○設計図書に修正がありました。再度ご確認ください。

修正箇所	誤	正
設計書	別紙(1)のとおり	別紙(2)のとおり

令和 8 年度

定 額  
請 負

新東淀中学校便所改修衛生設備工事

# 設 計 書

工事期限	令和9年1月4日
------	----------

大阪市都市整備局企画部施設整備課

# 概 要

工事場所

大阪市東淀川区豊里1-10-32

工事概要

- ・衛生設備工事
- ・撤去工事

指定給水装置  
工事事業者

● 要      ○ 不要

付 記

- ・ 本工事は、本設計書及び設計図面に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」、及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和7年版」に基づいて施工しなければならない。
- ・ 本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請負人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止期間中でないこと。
- ・ 本工事の設計労務単価は、令和8年度公共工事設計労務単価を採用している。
- ・ 「公共建築工事共通費積算基準」による共通費の算定について  
本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定時に用いる工期(T)については、6.2ヶ月とする。  
なお、落札決定や契約締結が予定より遅くなり、実際の工期が上記算定時に用いる工期(T)を下回った場合でも、その事を理由とした工期延期(変更)及び請負代金額の変更は行わない。

- ・ 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
  - i) 作業不能日数:5日間
  - ii) 上記 i) は、環境省が公表する近畿地方大阪地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去 5 年分(令和 3 年～7 年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3 日)を除く。)において、8 時から 17 時の間に WBGT 値(実測値又は実況推定値)が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したもの。
  - iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方大阪地点における WBGT 値(実測値又は実況推定値)が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下を切り上げる。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工事期限の変更を協議することができる。ただし、受注者が工事場所で計測した WBGT 値は、変更協議における WBGT 値として取り扱うことはできない。
- ・ 現場作業における熱中症予防対策について  
環境省が公表する WBGT 値の予測値等の情報を参考に、熱中症予防のために現場作業の中断・継続の判断をすること。  
現場作業を継続する場合は、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について(大臣官房官庁営繕部 令和 5 年 3 月 29 日)」の別表「一般的な熱中症対策に関する項目(※)」を参考に、作業場の環境を整えとともに、工事関係者の健康状態を確認しながら、作業休止時間や休憩時間を適宜、確保すること。
  - ※ 一般的な熱中症対策に関する項目
  - ・ 作業場用大型扇風機
  - ・ 作業場換気用送風機
  - ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
  - ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
  - ・ 遮光チョッキ、空調服
  - ・ ドライミスト
  - ・ 暑さ指数(WBGT 値)の計測装置 等
- ・ 本工事の施工上必要な書類は、「工事請負契約に関する提出書類一覧表(大阪市都市整備局)」による。

# 特記仕様書

## 現場完成期限について

本工事は、建設業における時間外労働規制の適用を踏まえ、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、工期に現場完成期限を設け、後片付け期間（書類整理期間等）を加えることにより、適正な工期設定に取り組む工事である。

### 1. 現場完成期限の設定

受注者は、本工事において、現場完成期限までに工事目的物を完成させなければならない。現場完成期限については工事期限の30日前（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日）とする。（複数工期においても同様とする）

工期の変更に伴う現場完成期限の変更についても同様とする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 「現場完成期限」

工事目的物を完成させる期限をいう。（下記記載の後片付け期間に実施できるものを除く）

#### (2) 「後片付け期間（書類整理期間等）」

現場完成期限の翌日から工事期限までの期間をいい、工事目的物の保全及び養生、引渡しに要する電子データや工事関係書類の整理等を行う期間をいう。

#### 【本期間に実施できるもの】

- ・ 工事関係書類の作成及び整理
- ・ 工事目的物の保全及び養生（ガードフェンスの設置・換気等）
- ・ 工事関係書類の作成及び整理上で必要な仮設物（現場事務所等）の設置
- ・ 工事後の家屋調査
- ・ 工事用地等の原状回復
- ・ 精算時の契約変更
- ・ その他監督職員の承諾するもの

#### (3) 「工期」

工事請負契約書に記載している工期をいう。

#### (4) 「工事期限」

工期の末日をいう。

### 3. 取組内容

- (1) 受注者は、発注者に提出する工程表及び監督職員に提出する実施工程表に現場完成期限を明記する。
- (2) 受注者は、現場作業を完了したときは、現場完成期限までに、「現場完成届」を監督職員に提出する。
- (3) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、現場完成期限内に現場作業を完了することができないことが判明した場合は、速やかに「現場完成期限履行遅延理由書」を、工程表とあわせて監督職員に提出する。
- (4) 次に該当する場合は工事工程が不適切であるものとして、請負工事成績評定要領第4条の規定に基づく評定において減点を行う。
  - ・ 受注者の責に帰すべき事由により現場完成期限内に現場作業を完了することができない可能性が高く、監督職員が文書による改善指示を行った場合
  - ・ 受注者の責に帰すべき事由により現場完成期限内に現場作業を完了しなかった場合

### 4. 週休2日工事との関係

- (1) 本工事が週休2日工事の対象工事である場合、特記仕様書（週休2日工事）及び大阪市週休2日工事実施要領中「工事完成日」とあるのは、「現場完成期限」と読み替えるものとする。
- (2) 本工事が週休2日工事の対象工事であり、受注者の責めに帰すべき事由により、現場完成期限内に現場作業を完了することができない場合については、現場完成期限履行遅延理由書に記載する現場完成日までを週休2日工事の取組み期間とする。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(都市整備局総務部総務課(事業管理グループ))へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(都市整備局総務部総務課(事業管理グループ))へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、この契約を解除することができる。

## 特記仕様書

### (個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

### (目的外使用の禁止)

- 第3条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (外部持出しの禁止)

- 第4条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

### (複写複製の禁止)

- 第5条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

### (個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。
- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

### (個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

- 第7条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（都市整備局総務部総務課事業管理グループ（連絡先：06-6208-9619））に報告しなければならない。

## 特記仕様書

### ● 現場代理人の配置について

- ① 本工事契約において、工事請負契約書第11条における現場代理人は、下記要件をすべて満たすものを配置すること。
  - ・直接的な雇用関係にある自社社員であること。
  - ・営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないこと。
  - ・他の工事の現場代理人及び主任技術者等として従事していないこと。ただし、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」により兼任を認めた案件及び随意契約の関連工事は除く。
  
- ② 上記を確認するため、現場代理人等通知書に、現場代理人等が受注者と直接的な雇用関係にある者であることの証明の届出を添付し、契約締結後21日以内に提出すること。
  
- ③ 直接的な雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加停止措置等の処置を行うものとする。

## 供用中の施設等において工事または調査を実施するにあたっての 請負者等の遵守事項

下記について、遵守願います。

### 記

1. 作業全工程の予定表を監督職員に提出するとともに、事前に施設管理者にも説明を行うこと。
2. 敷地内に立ち入り禁止作業を行う時は、作業日毎に施設管理者に申し出て、当日の作業内容を伝え、了解を得たうえで行うこと。
3. 作業日毎に作業の終了の報告を施設管理者に行うこと。
4. 作業を行うにあたり、契約以外の内容でやむを得ず施設もしくは用地の一部を加工、移動、撤去等する場合は、施設管理者の同意を得ること。

その場合は、監督職員並びに施設管理者と協議をしたうえで、安全対策を請負者等の責任で施すこと。

以上

特記仕様書  
施工体制の届け出について

受注者各位

大阪市都市整備局

平成 26 年 6 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、公共工事については、下請契約を締結するすべての工事において施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとなりました。

都市整備局では「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」に基づき、建設工事の適正な施工体制の徹底を図ることとしています。なお、監理技術者等（建設業法第 26 条第 3 項第 1、2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例第 1、2 号を適用する監理技術者」という。）を除く）が専任でない場合や、一括下請負していることが明らかな場合、又は施工体制台帳の不備など不適切な点が判明し、都市整備局が是正を求めているにもかかわらず是正措置が行われない場合は、契約管財局長にその旨を報告することになりますのでご留意願います。

記

(1) 現場の施工体制の確認

『大阪市請負工事施工体制確認マニュアル』第 4 及び第 5 に基づき、監督職員が実施するため、確認に応じること。

(2) 監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・専門技術者及び現場代理人の届出

- ・届出書類等については「工事請負契約に関する提出書類一覧表」（大阪市都市整備局）によるほか、監督職員の指示等による。
- ・監理技術者等の配置は、「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」による。
- ・本工事において専任特例第 2 号を適用する監理技術者を配置する場合、下記書類を提出すること。
  - ① 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
  - ② 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
  - ③ 専任特例第 2 号を適用する監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
  - ④ 業務分担、連絡体制等を記載した書類

(3) その他

- ・施工体制台帳には建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項による書類を添付すること。
- ・下請負人（一次下請以降）から再下請通知書の提出があった場合は、建設業法施行規則第 14 条の 4 第 3 項による書類の添付を確認し、施工体制台帳として取りまとめること。
- ・本工事において、専任特例第 2 号を適用する監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

## 特記仕様書

### ◎履行報告について

本契約工事における第12条による履行報告については、「工事請負契約に関する提出書類一覧表」（大阪市都市整備局）の工事履行報告書を工事契約締結後21日以内に予定工程と工事進捗予定（金額ベース）を記載したものを提出しなければならない（契約変更等により工期に変更を生じた場合も同様）。

また、工期が終了するまでの間、毎月15日までに実施工程に進捗状況を記載したものを提出しなければならない。

契約変更時に予定工程の変更が必要な場合は、工事履行報告書にある予定工程欄に変更前後の工程が分かるよう変更後の工程（金額ベースの変更含む）を記載し、提出しなければならない。

工事履行報告書提出に際して、発注者が報告書の内容確認のために、数量や工事工程写真など工事進捗状況を確認するための書類の提示（提出含む）を求めた場合は、受注者は速やかに必要書類の提示を行わなければならない。

# 特記仕様書

## ◎下請負人の社会保険等の加入促進に関する取扱いについて

- 1 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険等担当機関に通報することを周知しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

## 特記仕様書

技術検査は、大阪市請負工事技術検査要領、大阪市営繕工事技術検査基準に基づき、次に掲げるときに行う。なお、技術検査の結果は完成時の工事成績評定に反映するものとする。

- 1) 部分払い（既済）部分及び一部完成（完済）部分、完成部分の検査時
- 2) 次に掲げる中間技術検査の対象工事の施工中

### 中間技術検査の対象工事

- (1) 予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の建築工事（工事種目02A）、電気工事（同04）、給排水衛生冷暖房工事（同05）で、新築及び増築に係る工事。
- (2) 「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」に基づく調査の結果、適合した履行がされると認められ契約締結をした工事

中間技術検査の実施は次による。

#### ・実施回数

実施回数は、原則として1回とする。なお、実施回数を変更する場合は、監督職員より指示するものとする。

#### ・実施段階

出来形及び品質確認のうえで重要な時期で、監督職員が指示する施工段階

ただし、対象工事に該当するか否かにかかわらず、本市が施工管理上重要と判断した場合や、工事請負契約書に基づく部分使用が大規模に実施される場合には、監督職員の指示により、中間技術検査を追加実施する。

## 保険契約に関する特記仕様書

### 1 付保する保険

受注者は、工事請負契約書第 48 条に基づき、下表の目的を満たす保険を付保しなければならない。

目的	保険の種類	関連条文
(1) 引渡し前の工事目的物、検査済材料、支給材料又は貸与品に生じた損害その他工事の施工に生じた損害を補填する保険	建設工事保険 組立保険  管理物件担保特約(注) 1	第 28 条 (一般的損害) 第 30 条 (不可抗力による損害)  第 39 条 8 項 (部分払い対象の損害)
(2) 工事作業員・作業員の身体傷害を補填する保険	法定外労災保険	第 28 条 (一般的損害)
(3) 工事の施工について第三者に与えた損害を補填する保険	賠償責任保険	第 29 条 (第三者に及ぼした損害)

民間保険会社、建設業団体の組合等、保険の契約相手は問いません。

#### (1) 建設工事保険・組立保険

- ア 保険対象は、契約対象となっているすべての工事種目とする。
  - イ 被保険者は、発注者、受注者及びその全下請負人とする。
  - ウ 保険金額は、請負代金額(支給材料又は貸与品が有ればその額を加算)とする。ただし、基礎工事、屋外工事、撤去工事や埋設物は除くことができる。
  - エ 保険期間は、現場着手日から引渡し予定日(工事完成期日の1カ月経過した日)とする。ただし、引渡し日が保険期間を超える場合は、延長すること。
- (注) 1 部分払金の支払いにより所有権が発注者に移転するため、引渡し完了まで「管理物件担保特約」を付加すること。

#### (2) 法定外労災保険

- ア 被保険者は、受注者及びその全下請負人とする。
- イ 保険期間は、現場着手日から引渡し予定日(工事完成期日の1カ月経過した日)とする。ただし、引渡し日が保険期間を超える場合は、延長すること。

### (3) 賠償責任保険

- ア 保険対象は、契約対象となっているすべての工事種目とする。
- イ 被保険者は、受注者及びその全下請負人とする。
- ウ 保険金額は、請負代金額を基に受注者にて確定する。
- エ 保険期間は、現場着手日から引渡し予定日（工事完成期日の1カ月経過した日）とする。ただし、引渡し日が保険期間を超える場合は、延長すること。

## 2 保険証券の提示等について

### (1) 保険証券の提示について

工事請負契約書第48条第1項により保険契約を締結したとき、又は変更したときは、保険証券の写しを提出することにより、保険証券の提示があったものとする。ただし、年間総括契約等（(注)2）をしている場合は、当該工事が総括契約に含まれている旨の保険会社発行の証明書を提出すること。

（工事請負契約に関する提出書類一覧表・様式8）

#### (注)2 年間総括契約等について

年間総括契約等において、保険期間の終期が引渡し日（工事完成期日経過後1カ月後）とならない場合については、終期までに保険契約更新を行い、保険会社発行の証明書をその都度提出すること。

### (2) 工事請負契約書第48条第3項について

受注者が任意に工事目的物及び工事材料等を保険等に付した場合は、発注者に通知しなければならない。この場合、保険証券の写し、または保険会社発行の証明書を提出することにより、通知があったものとする。

（工事請負契約に関する提出書類一覧表・様式8）

### (3) 工事請負契約を変更契約した場合の対応

工事請負変更契約を締結した場合は、直ちに保険会社と協議の上、必要に応じ加入契約の変更の処置を講じること。加入契約を変更した場合は、上記「保険証券の提示について」のとおり取り扱うこと。

（工事請負契約に関する提出書類一覧表・様式8）

## 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督員に提出しなければならない。

第3条 第1条に規定する電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。

- (1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
- (2) 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。

第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督員の承諾を得るものとする。

第5条 前条の規定により、監督員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督員に報告を行うものとする。

特記仕様書  
(週休2日工事(完全週休2日(土日)Ⅱ型))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取組む工事(以下「週休2日工事」という。)である。

1 発注方式

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について「週休2日届出書」(様式1)を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出した上で取り組む「完全週休2日(土日)Ⅱ型」とする(通期の週休2日は必須)。

2 対象期間

現場着手日(現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日)から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「完全週休2日(土日)」

対象期間の全ての週(月曜日から日曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含まないものとする。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を行うことを余儀なくされる場合は、受発注者間で協議した上で、当該作業日の同一週内で現場閉所日を指定するものとする。

#### 4 週休2日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

<p>週休2日工事</p> <p>この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：大阪市都市整備局 受注者：〇〇〇〇</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------

- (7) 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により監督職員が行う。

#### 5 週休2日工事に要する費用の計上

当初設計金額は通期の週休2日の達成を前提として、補正係数を乗じる補正は行わずに、算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成したものは、完全週休2日（土日）の補正係数を乗じる変更を行う。完全週休2日（土日）が未達成のもので、月単位の週休2日を達成したものは月単位の週休2日の補正係数を乗じる変更を行う。

#### 6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日工事実施要領」による。

# 特記仕様書

## 情報共有システム（受注者希望方式）

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図ることを目的として、「大阪市都市整備局情報共有システム活用要領（以下「要領」という。）に基づき「情報共有システム（以下、「システム」という。）」を活用する工事である。

### 1 対象工事

本工事は、受注者がシステムを活用することを希望する「受注者希望方式」とする。

### 2 システムの契約条件

- ・受発注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、すみやかに受注者が行うものとし、原則工事期限までを契約期間とする。
- ・工期延期を行った場合、システムの契約期間についても併せて延期を行うこと。
- ・ディスク容量については工事規模に応じた容量で契約しなければならない。

### 3 システムの機能要件

- (1) システムの提供方式はASP（Application Service Provider）方式とする。
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすものとする。（国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件 2019 年営繕工事編対応状況一覧表」参照）（ただし、図面サムネイル表示機能、3次元データ等表示機能、コンカレント支援機能、遠隔臨場支援機能を除く）（以下「本機能要件」という。）
- (3) 本機能要件とは別に次の機能を有していること。
  - ア) 上記（2）における「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」において規定される、「5.6 書類管理機能」の「機能 6-1：共有書類管理機能」のフォルダ構成は工事単位に任意のフォルダ分類とすることとされているが、この共有書類管理機能の対象に「5.5.3 承認・合議機能」に規定される発議書類が含まれていること。
  - イ) 任意のフォルダ分類とした共有書類及び発議書類を、システムからダウンロードし DVD 等の光ディスクに保存した後であっても、当該フォルダ分類を単独で保持できる仕組みを有していること。
  - ウ) ア) の任意のフォルダ分類は、初期設定として本市の指定するフォルダ分類とすることができること。また、一度作成したア) の任意のフォルダ分類を本市発注のその他の工事で初期設定として使用できること。
- (4) 工事検査日の翌月末日まで、システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの
- (5) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

#### 4 システム利用料等について

要領第9条によるほか、工期延期によって生じたシステムの契約期間の延期分については、費用の追加計上を行うが、受注者の責による工期延期についてはこの限りではない。

#### 5 システムにより処理した書類等にかかる電子データの納品について

受注者は、上記3 システムの機能要件（3）イ）によりシステムからダウンロードした任意のフォルダ分類を保持したデータを保存したDVD等の光ディスクを2部提出すること。

#### 6 検査について

（1）検査内容は以下のとおりを原則とする。

- ・システムで処理した対象書類を用いた電子検査  
※但し、効率的でないものは紙媒体に出力したもので検査を実施する。
- ・紙媒体を用いた従来の書類検査
- ・現場検査

（2）電子検査受検時に受注者が用意するものは以下のとおりとするが、詳細については監督職員との協議により決定する。

- ・「電子」書類が確認することができる機器等（ノートパソコン等）  
※受検時オンラインでの書類検査も可能であるが、システムの書類管理機能を使って、事前に検査用機器にダウンロードしておくこと。

#### 7 情報管理について

- ・ID及びパスワード

工事情報の漏洩や改ざんなどを防止するため、受注者はID及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

- ・事故報告義務

受注者は、システムデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生した時又は発生するおそれがあると知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

#### 8 調査等の協力について

受注者は、発注者からのシステムに関するアンケート等の依頼について協力すること。

#### 9 その他

その他、本仕様書及び要領に定めのない事項については、監督職員との協議による。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## 特記仕様書

社会情勢によるサプライチェーンへの影響に伴う資材及び機器等の  
納品遅れが発生した場合の工期の取扱いについて

本工事において、社会情勢によるサプライチェーンへの影響に伴い、工事対象物となる資材及び機器等の納品が遅れると認められる場合は、工事請負契約書第 22 条第 1 項に基づき、受注者の責めに帰することができない事由として、工期の延長変更を請求することができるものとする。

令和 8 年度

定 額  
請 負

豊崎東小学校便所改修衛生設備工事

# 設 計 書

工事期限	令和9年1月4日
------	----------

大阪市都市整備局企画部施設整備課

# 概 要

工事場所

大阪市北区長柄中2-3-30

工事概要

- ・衛生設備工事
- ・撤去工事

指定給水装置  
工事事業者

● 要      ○ 不要

付 記

- ・ 本工事は、本設計書及び設計図面に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」、及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和7年版」に基づいて施工しなければならない。
- ・ 本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請負人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止期間中でないこと。
- ・ 本工事の設計労務単価は、令和8年度公共工事設計労務単価を採用している。
- ・ 「公共建築工事共通費積算基準」による共通費の算定について  
本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定時に用いる工期(T)については、6.2ヶ月とする。  
なお、落札決定や契約締結が予定より遅くなり、実際の工期が上記算定時に用いる工期(T)を下回った場合でも、その事を理由とした工期延期(変更)及び請負代金額の変更は行わない。

- ・ 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
  - i) 作業不能日数:5日間
  - ii) 上記 i) は、環境省が公表する近畿地方大阪地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去 5 年分(令和 3 年～7 年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3 日)を除く。)において、8 時から 17 時の間に WBGT 値(実測値又は実況推定値)が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したもの。
  - iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方大阪地点における WBGT 値(実測値又は実況推定値)が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下を切り上げる。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工事期限の変更を協議することができる。ただし、受注者が工事場所で計測した WBGT 値は、変更協議における WBGT 値として取り扱うことはできない。
- ・ 現場作業における熱中症予防対策について  
環境省が公表する WBGT 値の予測値等の情報を参考に、熱中症予防のために現場作業の中断・継続の判断をすること。  
現場作業を継続する場合は、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について(大臣官房官庁営繕部 令和 5 年 3 月 29 日)」の別表「一般的な熱中症対策に関する項目(※)」を参考に、作業場の環境を整えとともに、工事関係者の健康状態を確認しながら、作業休止時間や休憩時間を適宜、確保すること。
  - ※ 一般的な熱中症対策に関する項目
  - ・ 作業場用大型扇風機
  - ・ 作業場換気用送風機
  - ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
  - ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
  - ・ 遮光チョッキ、空調服
  - ・ ドライミスト
  - ・ 暑さ指数(WBGT 値)の計測装置 等
- ・ 本工事の施工上必要な書類は、「工事請負契約に関する提出書類一覧表(大阪市都市整備局)」による。

# 特記仕様書

## 現場完成期限について

本工事は、建設業における時間外労働規制の適用を踏まえ、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、工期に現場完成期限を設け、後片付け期間（書類整理期間等）を加えることにより、適正な工期設定に取り組む工事である。

### 1. 現場完成期限の設定

受注者は、本工事において、現場完成期限までに工事目的物を完成させなければならない。現場完成期限については工事期限の30日前（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日）とする。（複数工期においても同様とする）

工期の変更に伴う現場完成期限の変更についても同様とする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 「現場完成期限」

工事目的物を完成させる期限をいう。（下記記載の後片付け期間に実施できるものを除く）

#### (2) 「後片付け期間（書類整理期間等）」

現場完成期限の翌日から工事期限までの期間をいい、工事目的物の保全及び養生、引渡しに要する電子データや工事関係書類の整理等を行う期間をいう。

#### 【本期間に実施できるもの】

- ・ 工事関係書類の作成及び整理
- ・ 工事目的物の保全及び養生（ガードフェンスの設置・換気等）
- ・ 工事関係書類の作成及び整理上で必要な仮設物（現場事務所等）の設置
- ・ 工事後の家屋調査
- ・ 工事用地等の原状回復
- ・ 精算時の契約変更
- ・ その他監督職員の承諾するもの

#### (3) 「工期」

工事請負契約書に記載している工期をいう。

#### (4) 「工事期限」

工期の末日をいう。

### 3. 取組内容

- (1) 受注者は、発注者に提出する工程表及び監督職員に提出する実施工程表に現場完成期限を明記する。
- (2) 受注者は、現場作業を完了したときは、現場完成期限までに、「現場完成届」を監督職員に提出する。
- (3) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、現場完成期限内に現場作業を完了することができないことが判明した場合は、速やかに「現場完成期限履行遅延理由書」を、工程表とあわせて監督職員に提出する。
- (4) 次に該当する場合は工事工程が不適切であるものとして、請負工事成績評定要領第4条の規定に基づく評定において減点を行う。
  - ・ 受注者の責に帰すべき事由により現場完成期限内に現場作業を完了することができない可能性が高く、監督職員が文書による改善指示を行った場合
  - ・ 受注者の責に帰すべき事由により現場完成期限内に現場作業を完了しなかった場合

### 4. 週休2日工事との関係

- (1) 本工事が週休2日工事の対象工事である場合、特記仕様書（週休2日工事）及び大阪市週休2日工事実施要領中「工事完成日」とあるのは、「現場完成期限」と読み替えるものとする。
- (2) 本工事が週休2日工事の対象工事であり、受注者の責めに帰すべき事由により、現場完成期限内に現場作業を完了することができない場合については、現場完成期限履行遅延理由書に記載する現場完成日までを週休2日工事の取組み期間とする。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(都市整備局総務部総務課(事業管理グループ))へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(都市整備局総務部総務課(事業管理グループ))へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、この契約を解除することができる。

## 特記仕様書

### (個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

### (目的外使用の禁止)

- 第3条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (外部持出しの禁止)

- 第4条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

### (複写複製の禁止)

- 第5条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

### (個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。
- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

### (個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

- 第7条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（都市整備局総務部総務課事業管理グループ（連絡先：06-6208-9619））に報告しなければならない。

## 特記仕様書

### ● 現場代理人の配置について

- ① 本工事契約において、工事請負契約書第11条における現場代理人は、下記要件をすべて満たすものを配置すること。
  - ・直接的な雇用関係にある自社社員であること。
  - ・営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないこと。
  - ・他の工事の現場代理人及び主任技術者等として従事していないこと。ただし、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」により兼任を認めた案件及び随意契約の関連工事は除く。
- ② 上記を確認するため、現場代理人等通知書に、現場代理人等が受注者と直接的な雇用関係にある者であることの証明の届出を添付し、契約締結後21日以内に提出すること。
- ③ 直接的な雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加停止措置等の処置を行うものとする。

## 供用中の施設等において工事または調査を実施するにあたっての 請負者等の遵守事項

下記について、遵守願います。

### 記

1. 作業全工程の予定表を監督職員に提出するとともに、事前に施設管理者にも説明を行うこと。
2. 敷地内に立ち入り禁止作業を行う時は、作業日毎に施設管理者に申し出て、当日の作業内容を伝え、了解を得たうえで行うこと。
3. 作業日毎に作業の終了の報告を施設管理者に行うこと。
4. 作業を行うにあたり、契約以外の内容でやむを得ず施設もしくは用地の一部を加工、移動、撤去等する場合は、施設管理者の同意を得ること。

その場合は、監督職員並びに施設管理者と協議をしたうえで、安全対策を請負者等の責任で施すこと。

以上

特記仕様書  
施工体制の届け出について

受注者各位

大阪市都市整備局

平成 26 年 6 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、公共工事については、下請契約を締結するすべての工事において施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとなりました。

都市整備局では「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」に基づき、建設工事の適正な施工体制の徹底を図ることとしています。なお、監理技術者等（建設業法第 26 条第 3 項第 1、2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例第 1、2 号を適用する監理技術者」という。）を除く）が専任でない場合や、一括下請負していることが明らかな場合、又は施工体制台帳の不備など不適切な点が判明し、都市整備局が是正を求めているにもかかわらず是正措置が行われない場合は、契約管財局長にその旨を報告することになりますのでご留意願います。

記

(1) 現場の施工体制の確認

『大阪市請負工事施工体制確認マニュアル』第 4 及び第 5 に基づき、監督職員が実施するため、確認に応じること。

(2) 監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・専門技術者及び現場代理人の届出

- ・届出書類等については「工事請負契約に関する提出書類一覧表」（大阪市都市整備局）によるほか、監督職員の指示等による。
- ・監理技術者等の配置は、「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」による。
- ・本工事において専任特例第 2 号を適用する監理技術者を配置する場合、下記書類を提出すること。
  - ① 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
  - ② 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
  - ③ 専任特例第 2 号を適用する監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
  - ④ 業務分担、連絡体制等を記載した書類

(3) その他

- ・施工体制台帳には建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項による書類を添付すること。
- ・下請負人（一次下請以降）から再下請通知書の提出があった場合は、建設業法施行規則第 14 条の 4 第 3 項による書類の添付を確認し、施工体制台帳として取りまとめること。
- ・本工事において、専任特例第 2 号を適用する監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

## 特記仕様書

### ◎履行報告について

本契約工事における第12条による履行報告については、「工事請負契約に関する提出書類一覧表」（大阪市都市整備局）の工事履行報告書を工事契約締結後21日以内に予定工程と工事進捗予定（金額ベース）を記載したものを提出しなければならない（契約変更等により工期に変更を生じた場合も同様）。

また、工期が終了するまでの間、毎月15日までに実施工程に進捗状況を記載したものを提出しなければならない。

契約変更時に予定工程の変更が必要な場合は、工事履行報告書にある予定工程欄に変更前後の工程が分かるよう変更後の工程（金額ベースの変更含む）を記載し、提出しなければならない。

工事履行報告書提出に際して、発注者が報告書の内容確認のために、数量や工事工程写真など工事進捗状況を確認するための書類の提示（提出含む）を求めた場合は、受注者は速やかに必要書類の提示を行わなければならない。

# 特記仕様書

## ◎下請負人の社会保険等の加入促進に関する取扱いについて

- 1 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険等担当機関に通報することを周知しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

## 特記仕様書

技術検査は、大阪市請負工事技術検査要領、大阪市営繕工事技術検査基準に基づき、次に掲げるときに行う。なお、技術検査の結果は完成時の工事成績評定に反映するものとする。

- 1) 部分払い（既済）部分及び一部完成（完済）部分、完成部分の検査時
- 2) 次に掲げる中間技術検査の対象工事の施工中

### 中間技術検査の対象工事

- (1) 予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の建築工事（工事種目02A）、電気工事（同04）、給排水衛生冷暖房工事（同05）で、新築及び増築に係る工事。
- (2) 「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」に基づく調査の結果、適合した履行がされると認められ契約締結をした工事

中間技術検査の実施は次による。

#### ・実施回数

実施回数は、原則として1回とする。なお、実施回数を変更する場合は、監督職員より指示するものとする。

#### ・実施段階

出来形及び品質確認のうえで重要な時期で、監督職員が指示する施工段階

ただし、対象工事に該当するか否かにかかわらず、本市が施工管理上重要と判断した場合や、工事請負契約書に基づく部分使用が大規模に実施される場合には、監督職員の指示により、中間技術検査を追加実施する。

## 保険契約に関する特記仕様書

### 1 付保する保険

受注者は、工事請負契約書第 48 条に基づき、下表の目的を満たす保険を付保しなければならない。

目的	保険の種類	関連条文
(1) 引渡し前の工事目的物、検査済材料、支給材料又は貸与品に生じた損害その他工事の施工に生じた損害を補填する保険	建設工事保険 組立保険  管理物件担保特約(注) 1	第 28 条 (一般的損害) 第 30 条 (不可抗力による損害)  第 39 条 8 項 (部分払い対象の損害)
(2) 工事作業員・作業員の身体傷害を補填する保険	法定外労災保険	第 28 条 (一般的損害)
(3) 工事の施工について第三者に与えた損害を補填する保険	賠償責任保険	第 29 条 (第三者に及ぼした損害)

民間保険会社、建設業団体の組合等、保険の契約相手は問いません。

#### (1) 建設工事保険・組立保険

- ア 保険対象は、契約対象となっているすべての工事種目とする。
  - イ 被保険者は、発注者、受注者及びその全下請負人とする。
  - ウ 保険金額は、請負代金額(支給材料又は貸与品が有ればその額を加算)とする。ただし、基礎工事、屋外工事、撤去工事や埋設物は除くことができる。
  - エ 保険期間は、現場着手日から引渡し予定日(工事完成期日の1カ月経過した日)とする。ただし、引渡し日が保険期間を超える場合は、延長すること。
- (注) 1 部分払金の支払いにより所有権が発注者に移転するため、引渡し完了まで「管理物件担保特約」を付加すること。

#### (2) 法定外労災保険

- ア 被保険者は、受注者及びその全下請負人とする。
- イ 保険期間は、現場着手日から引渡し予定日(工事完成期日の1カ月経過した日)とする。ただし、引渡し日が保険期間を超える場合は、延長すること。

### (3) 賠償責任保険

- ア 保険対象は、契約対象となっているすべての工事種目とする。
- イ 被保険者は、受注者及びその全下請負人とする。
- ウ 保険金額は、請負代金額を基に受注者にて確定する。
- エ 保険期間は、現場着手日から引渡し予定日（工事完成期日の1カ月経過した日）とする。ただし、引渡し日が保険期間を超える場合は、延長すること。

## 2 保険証券の提示等について

### (1) 保険証券の提示について

工事請負契約書第48条第1項により保険契約を締結したとき、又は変更したときは、保険証券の写しを提出することにより、保険証券の提示があったものとする。ただし、年間総括契約等（(注)2）をしている場合は、当該工事が総括契約に含まれている旨の保険会社発行の証明書を提出すること。

（工事請負契約に関する提出書類一覧表・様式8）

#### (注)2 年間総括契約等について

年間総括契約等において、保険期間の終期が引渡し日（工事完成期日経過後1カ月後）とならない場合については、終期までに保険契約更新を行い、保険会社発行の証明書をその都度提出すること。

### (2) 工事請負契約書第48条第3項について

受注者が任意に工事目的物及び工事材料等を保険等に付した場合は、発注者に通知しなければならない。この場合、保険証券の写し、または保険会社発行の証明書を提出することにより、通知があったものとする。

（工事請負契約に関する提出書類一覧表・様式8）

### (3) 工事請負契約を変更契約した場合の対応

工事請負変更契約を締結した場合は、直ちに保険会社と協議の上、必要に応じ加入契約の変更の処置を講じること。加入契約を変更した場合は、上記「保険証券の提示について」のとおり取り扱うこと。

（工事請負契約に関する提出書類一覧表・様式8）

## 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督員に提出しなければならない。

第3条 第1条に規定する電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。

- (1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
- (2) 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。

第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督員の承諾を得るものとする。

第5条 前条の規定により、監督員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督員に報告を行うものとする。

特記仕様書  
(週休2日工事(完全週休2日(土日)Ⅱ型))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事(以下「週休2日工事」という。)である。

1 発注方式

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について「週休2日届出書」(様式1)を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出した上で取り組む「完全週休2日(土日)Ⅱ型」とする(通期の週休2日は必須)。

2 対象期間

現場着手日(現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日)から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「完全週休2日(土日)」

対象期間の全ての週(月曜日から日曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含まないものとする。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を行うことを余儀なくされる場合は、受発注者間で協議した上で、当該作業日の同一週内で現場閉所日を指定するものとする。

#### 4 週休2日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

<p>週休2日工事</p> <p>この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：大阪市都市整備局 受注者：〇〇〇〇</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------

- (7) 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により監督職員が行う。

#### 5 週休2日工事に要する費用の計上

当初設計金額は通期の週休2日の達成を前提として、補正係数を乗じる補正は行わずに、算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成したものは、完全週休2日（土日）の補正係数を乗じる変更を行う。完全週休2日（土日）が未達成のもので、月単位の週休2日を達成したものは月単位の週休2日の補正係数を乗じる変更を行う。

#### 6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日工事実施要領」による。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## 特記仕様書

社会情勢によるサプライチェーンへの影響に伴う資材及び機器等の  
納品遅れが発生した場合の工期の取扱いについて

本工事において、社会情勢によるサプライチェーンへの影響に伴い、工事対象物となる資材及び機器等の納品が遅れると認められる場合は、工事請負契約書第 22 条第 1 項に基づき、受注者の責めに帰することができない事由として、工期の延長変更を請求することができるものとする。